

粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和41年粕屋町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「委員会」を「本会議、委員会若しくは全員協議会」に改める。

別表第4中

「

本会議	2,500円	
委員会	2,500円	

」

を

「

本会議	2,500円
委員会	2,500円
全員協議会	2,500円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。